

医政メモ

Q&A

選挙運動と政治活動

私達医師も国民の一人ですから、当然政治・信教の自由は認められています。しかし公益法人である医師会が政治活動を行う場合にはそれなりの制限が課せられていることもご存知のことと思います。ではどこまでが許されていてどれ以上やると違反なのかとなると自信がなくなる方も多いのではないのでしょうか。そこでここでは私達が選挙運動に関わるに当たって注意すべき点につきQ&A形式でわかりやすく説明させていただきたいと思えます。

Q：医師会が政治活動を行うことは禁じられているのでしょうか？

A：いいえ、選挙運動は出来ませんが、政治活動が禁じられているというわけではありません。しかし、政治資金規正法により補助金等を受けた公益法人の活動と政治活動に関する寄付を行う政治団体の活動が一体であるかのような誤解を与える行為は適当ではなく、政治団体の活動との峻別が図られることが望ましいとの厚労省の指導で、別個の政治団体（日本医師会では日本医師連盟、札幌市医師会では札幌市医師連盟）が作られています。

Q：選挙運動と政治活動とはどう違うのでしょうか？

A：選挙運動とは選挙時に特定の政治家や政党に投票または反対をお願いする活動であり、それ以外の活動を政治活動といいます。ちなみに札幌市医師会では認められていない選挙運動も札幌市医師連盟では認められています。

Q：知り合いに推薦する候補者への投票を直接依頼する場合、どのような行為は許されて

いてどのような行為は違反になるのでしょうか？

A：電話で候補者への投票依頼をすることはかまいません。しかし直接知り合いの家に持って投票をお願いすることは違反とされています。これは知り合いの職場に行った場合も同様です。ただし選挙のために出向いたわけではなく、たまたま知り合いと会った場合に支持する候補者へ投票をお願いすることは違反となりません。また、お店の店員がたまたま訪れたお客さんに対して支持する候補者への投票を依頼することも問題なしとされていますので、たとえば医師が外来を受診した患者さんに投票を依頼することも違反にはならないことになります。

Q：メールで投票を依頼することは違反になりませんか？

A：いいえ、現在のところは違反と判断されています。公職選挙法142条に「選挙運動のために使用する文書図画は、はがきやビラ以外頒布できない」と規定されており、総務省はWebサイトやメールが「文書図画」にあたりと解釈しているため、サイトやメールを使った選挙運動は禁止されているのです。

Q：候補者について認められている署名運動と認められていない署名運動について教えてください。

A：投票依頼のための署名運動は禁止されています。しかし候補者予定者の後援会名簿作りのために記名してもらうことは違反にはなりません。ただ公示されてしまうと、候補者の後援会の名簿作りは認められませんので、その点注意が必要です。

(政策部長 鈴木 伸和)